

第348号

2012年

4月2日

どついたニュース

全損保日勤外勤支部

東京都中央区銀座5-13-7

東銀座東京海上日動ビル1階

電話 03-3542-9857

FAX 03-3542-9858

教宣部 発行

JAL不当解雇撤回闘争

運行乗務員・客室乗務員裁判

東京地裁 相次いで不当判決

全力でこの闘争を支援しよう

私たちは、JAL 不当解雇撤回闘争を全面的に支援していくことを組織決定していますが、その一審判決が東京地裁で相次いで言い渡されました。

3月29日、東京地裁民事第36部が運行乗務員76名(うち機長17名、副操縦士59名)について、翌30日、同じく民事第11部が客室乗務員72名について、いずれも原告請求を棄却する不当判決を示しました。『整理解雇の4要件』をまったく無視する判決で、大きな利益をあげている大企業が見せしめ的に従業員の雇用を破壊する構図を、私たち労働者は決して許すわけにはいきません。

両原告団・弁護団とも「不当判決声明」(JAL 不当解雇撤回ニュース 131・134号を添付)を出し、「控訴してたたかう」「職場に戻るまで闘う」ことを表明しています。

私たちは、私たちの闘争を支援してくれた仲間のたたかいを、自らの闘争で得た経験も生かしながら、全力で支援していきます。